

東三河広域連合介護支援専門員等資格更新補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護支援専門員又は主任介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）の資格（以下「資格」という。）を更新する研修受講料を負担する法人に対し交付する東三河広域連合介護支援専門員等資格更新補助金（以下「この補助金」という。）について、東三河広域連合補助金等交付規則（平成29年東三河広域連合規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、東三河広域連合区域内の指定介護サービス事業所等が、必要とする介護支援専門員等を安定的に配置することができるよう、支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この補助金の交付の実施主体は、東三河広域連合とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者（以下「資格更新者」という。）について、その有する資格の更新に要する研修（愛知県内で実施するものに限る。）の受講料の一部又は全部を負担する法人（以下「補助事業者」という。）とする。

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第113条の18に規定する「更新研修」、介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の8第2項ただし書きに規定する「更新研修の課程に相当するものとして都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修」又は省令第140条の68第1項第2号に規定する「主任介護支援専門員更新研修」（以下「資格更新研修」という。）を修了していること。
- (2) 申請日時時点で、補助事業者が経営する東三河広域連合区域内に所在する指定介護サービス事業所等において、介護支援専門員、主任介護支援専門員又は当該指定介護サービス事業所等の人員基準に含まれる職種として就労していること。
- (3) 同一回の研修に対して、過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 この補助金の交付に係る対象の資格更新研修並びに資格更新者1名当たりの補助基準額及び補助対象経費は別表のとおりとし、交付額は資格更新者1名当たりの補助基準額を上限とする補助対象経費の合計に8分の3を乗じた額とする。なお、算定された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする補助事業者は、資格更新者の研修受講料を補助事業者が支出した日又は当該資格更新研修の修了した日のいずれか遅い日の属する年度の末日までに、東三河広域連合介護支援専門員等資格更新補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、東三河広域連合長（以下「広域連合長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 資格更新研修を修了した旨の証明書の写し
- (2) 補助実施報告書（様式第2号）
- (3) 資格更新研修受講料を負担したこと及びその負担金額等が確認できる書類

(4) その他広域連合長が必要と認める書類

2 前項の申請は、原則年度内に1回限りとする。ただし、第6条の規定により、却下となった場合はこの限りでない。

(交付決定)

第6条 広域連合長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、及び必要に応じて調査を行い、東三河広域連合介護支援専門員等資格更新補助金交付(却下)決定通知書(様式第3号)により申請者に結果を通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する実績報告は、申請書兼請求書及び添付書類の提出をもって代えるものとする。

(支払)

第8条 広域連合長は、第6条の規定により交付を決定した後に、申請書兼請求書による申請者の請求に基づいて当該金額を支払うものとする。

(助成決定の取消し又は返還)

第9条 広域連合長は、請求者が次の各号のいずれかに該当したときは、東三河広域連合介護支援専門員等資格更新補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 補助金の決定内容に違反したとき。

(2) 不正な手段により交付を受けたとき。

(3) その他広域連合長が取消し又は返還が妥当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。この要綱において必要な準備行為は、要綱の施行日以前においても行うことができるものとする。

(適用区分)

2 この要綱に規定する資格更新研修に係る補助は、令和8年4月1日以降に資格更新研修を修了した者について適用する。

別表（第4条関係）

資格更新研修	資格更新者1名当たりの 補助基準額	補助対象経費
更新研修（88時間）	66,800円	資格更新者の対象研修の受講料（テキスト代、実習費、振込手数料、旅費、補講料及び追試受験料は除く。）に対し、補助事業者が補助した額
専門研修課程Ⅰ	38,200円	
更新研修（32時間）又は 専門研修課程Ⅱ	28,600円	
介護支援専門員更新研修（未経験）	36,600円	
主任介護支援専門員更新研修	60,000円	

様式第1号（第5条関係）

東三河広域連合介護支援専門員等資格更新補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

東三河広域連合長 様

所在地
申請者 法人名
代表者職・氏名
連絡先

東三河広域連合介護支援専門員等資格更新補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請及び請求します。

※ この申請書は、交付決定後、交付決定日をもって請求日とし、東三河広域連合介護支援専門員等資格更新補助金の請求書として取り扱います。

記

1 交付申請（請求）額 金 円

2 添付書類

- (1) 資格更新研修を修了した旨の証明書の写し
- (2) 補助実施報告書（様式第2号）
- (3) 資格更新研修受講料を負担したこと及びその負担金額等が確認できる書類
- (4) その他広域連合長が必要と認める書類

交付決定日 年 月 日

補助実施報告書

【法人名： 】

事業所名	資格更新者氏名	職種	資格更新研修の名称	研修修了 年月日	研修受講料 (テキスト代、実習費、振込手数料、補講料及び追試受験料は除く。)	研修受講料のうち法人負担額
法人負担額合計①						

【補足】資格更新者は、申請者が運営する東三河広域連合が指定する介護サービス事業所等の人員基準に含まれる職種として就業し、かつ、申請日時点においても介護サービス事業所等の人員基準に含まれる職種として就業している者に限る。

法人負担額合計①	
① の 8 分の 3 の額 (※)	

※千円未満切り捨て。様式第 1 号の交付申請（請求）額と一致していること。

様式第3号（第6条関係）

東三河広域連合介護支援専門員等資格更新補助金交付（却下）決定通知書

東三指令介第 号

所在地
申請者 法人名
代表者職・氏名 様

先に申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定（却下）したので、東三河広域連合介護支援専門員等資格更新補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

東三河広域連合長 印

記

1. 交付決定

補助年度	年度
交付決定額	金 円
交付条件	東三河広域連合補助金等交付規則及び東三河広域連合介護支援専門員等資格更新補助金交付要綱を遵守すること。

2. 申請却下

却下理由	
------	--

様式第4号（第9条関係）

東三河広域連合介護支援専門員等資格更新補助金交付決定取消通知書

東三指令介第 号

所在地

申請者 法人名

代表者職・氏名

様

年 月 日付け 東三指令介第 号で交付決定した介護支援専門員等資格更新補助金については、下記のとおり交付決定を取り消したので、東三河広域連合介護支援専門員等資格更新補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

東三河広域連合長

印

記

補助年度	年度
交付年月日	年 月 日
取消交付金額	金 円
取消理由	

※既に補助金を受領済みの場合は、速やかに東三河広域連合に返還すること。